

(広告第4号様式)

川崎市 広告募集説明書（広告掲載契約及び行政財産の目的外使用許可による広告掲出）

募集件名	溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載に係る広告代理店募集		
募集の内容	高津区役所では、市有財産を有効活用するとともに、区内既存サインの表示内容の更新を促進することを目的に、溝口駅南口広場総合案内板において広告掲載事業を行う広告代理店を募集します。別添「溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業仕様書」のとおり広告を掲載することができます。 なお、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可及び目的外使用許可に基づく広告掲載契約の締結をいたします。		
申請(申込)対象	広告代理店様		
申請(申込)資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。 (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。 (5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団関係者、暴力団関係者等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。		
選定方法	最も高額の広告料を提示した者を使用者(候補)と選定します。 ※ 最高額の広告料を提示した者が複数あるときは、くじ引きにより選定します。 なお、広告代理店(候補)について市が審査し、目的外使用許可書の交付の後、正式に市と「広告掲載契約」を締結していただきます。		
使用(掲載)条件	別紙「溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業仕様書」及び「高津区総合案内板等への広告掲載ガイドライン」のとおり。		
使用料(月額・税込)	4,510	円	掲載スペース総計 使用料とは別に、広告料の納入を行っていただきます。
広告料(月額・税込)	11,000	円以上(全20枠分)	
使用期間	令和7年3月1日 から 令和10年3月31日 まで (3年と1か月間)		
申込方法	方法	この募集に関する申込みの期間・提出書類は次のとおりです。事前連絡の上、下記提出書類を下記担当窓口へ持参又は郵送してください。	
	期間	令和6年9月17日 から 令和6年10月2日 17時 まで	
	提出書類	1. 広告掲載申込書(別添様式1) 1部 2. 役員等氏名一覧表及び同意書(別添様式2) 1部	
全体の流れ	1 申込	上記「申込方法」欄記載のとおり、提出書類に必要事項を記載の上、下記担当窓口へ持参又は郵送してお申込みください。	
	2 選定後	使用者(候補者)に決定した広告代理店様は、行政財産使用許可申請書の提出と、契約保証金を納付していただきます。	
	3 契約等締結	市の手続き等と契約保証金納入の確認が完了した後、行政財産使用許可書の交付と広告掲載契約を締結します。	
	4 広告内容の審査	広告原稿については、「高津区総合案内板等への広告掲載ガイドライン」に基づき、市の審査を受けていただきます。	
	5 設置開始	必要な申請が完了し、使用許可期間が開始しましたら、広告設置が可能です。設置工事については別途日程調整をします。	
	6 使用料及び広告料の納付	使用料及び広告料については、市が発行する納入通知書により、年度当初に1年間分を納入していただきます(当初年度は1か月分)。	
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。		
	期間	令和6年9月17日 から 令和6年10月2日 17時 まで	
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。	
担当部署	高津区役所まちづくり推進部企画課 吉田担当		
	所在地	〒213-8570 高津区下作延2-8-1	
	電話・FAX	電話 044-861-3135	FAX 044-861-3130
	eメール	67kikaku@city.kawasaki.jp	

【添付資料】 なし あり

(「契約書(案)」、「溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業仕様書」、「広告掲載申込書」、「高津区総合案内板への広告掲載ガイドライン」、「役員等氏名一覧表及び同意書」、「行政財産使用許可書(案)」)

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページで御覧になれます。